

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか? 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する場合, 対象患者の年齢制限はあるのでしょうか。また, 居宅療養管理指導費はどうでしょうか。 (匿名希望)

在宅薬剤管理(在宅患者訪問薬剤管理指導料,居宅療養管理指導費)の算定対象となる患者については、年齢制限は設けられていません。ただし、居宅療養管理指導費については、介護保険の適用を受けている患者であることが必要です。

在宅患者訪問薬剤管理指導料(および居宅療養管理 指導費)は、在宅で療養を行っている通院困難な患者 に対して、処方医の指示に基づき、薬剤師が患家を訪 問し、薬歴管理・服薬指導・服薬支援・薬剤の服用状 況および保管状況の確認など、薬学的管理指導を実施 したことを評価するものです。

対象患者の多くは高齢者であったり、また寝たきり 状態、もしくはそれに近い状態のケースが多いかもし

れませんが、処方医が薬剤師による訪問薬剤管理指導 の必要性を認めて、その実施を指示した場合であれば、 算定にあたっての患者の年齢制限は一切設けられてい ません。

ただし、居宅療養管理指導費については、介護保険 法の規定に基づく報酬ですので、介護保険の適用(要 介護、要支援)を受けている患者であることが必要で す。

保険処方せんの使用期間は、特に記載がなければ「交付の日を含めて4日以内」とされていますが、4日を超える場合には、処方せんに理由が記載されていなければならないのでしょうか。(匿名希望)

使用期間の年月日の記載は必要ですが、その理由を処方せんに記載することまでは求められていません。

表 処方せんの使用期間について

厚生労働省保険局医療課長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」 (昭和51年8月7日,保険発第82号)より抜粋

別紙2 診療録等の記載上の注意事項

第5 処方せんの記載上の注意事項

6「処方せんの使用期間」欄について

(1) 交付の日を含めて4日以内の場合は、記載する必要がないこと。

(2) 患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方せんは当該年月日の当日まで有効であること。



保険処方せんの使用期間については、通常(年月日の記載がない場合を含む)、交付日を含めて4日以内とされていますが、長期の旅行などのように「特殊の事情」があると認められる場合には、処方医が「処方せんの使用期間」欄に年月日を記載することになっています(表)。

使用期間の年月日が記載されるのは、①交付日を含めて3日以内(すなわち、通常の使用期間よりも短い場合)、または、②交付日を含めて4日を超える日(すなわち、通常の使用期間よりも長い場合)に調剤を受ける必要がある場合です。

ただし、「特殊な事情」が認められる場合であって も、その理由を処方せんに記載することは求められて いませんので、ほとんどの場合は、使用期間を指定(変 更)する理由まで記載されることはないものと思われ ます。 そのため、調剤レセプトの請求においても、その理由を記載することまで求められていません(現在、処方せんの「備考」欄に記載されている「特殊な事情」を調剤レセプトに転記する必要があるのは、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬・外用薬が14日を超えて投与された場合の「長期投与の理由」のみです)。



質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に 疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さん の疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

- 1. 質問の範囲
- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑 義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家 の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求 もれがあった場合の対応は? という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉砕

してよいか? という調剤技術上の質問など。

- 2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
- 3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
- 4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせて いただきます。
- 5. 質問ならびに回答は無料です。
- 6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会 「調剤と情報」 事務局 TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270